

○甫嶺復興交流推進センター設置管理に関する条例施行規則

令和2年9月17日規則第64号

甫嶺復興交流推進センター設置管理に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、甫嶺復興交流推進センター設置管理に関する条例（令和2年大船渡市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

**第2条** 条例第4条第1項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、甫嶺復興交流推進センター使用（変更）許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

(許可書の交付)

**第3条** 指定管理者は、許可をしたときは、甫嶺復興交流推進センター使用（変更）許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(許可書の携帯及び提示)

**第4条** 許可を受けた者は、甫嶺復興交流推進センター（以下「センター」という。）を使用しようとするときは、前条の規定により交付を受けた許可書を携帯し、指定管理者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(利用料金の減免)

**第5条** 条例第8条の規定により利用料金の全部又は一部の免除を受けようとする者は、甫嶺復興交流推進センター利用料金減免申請書（様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、指定管理者の全部又は一部を免除することを適當と認めるときは、甫嶺復興交流推進センター利用料金減免承認書（様式第4号）を交付するものとする。

(損傷等の届出)

**第6条** センターの施設等を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、速やかに市長に届け出て指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の手続)

**第7条** 条例第14条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、甫嶺復興交流推進センター指定管理者指定申請書（様式第5号）にセンターの管理に関する事業計画書その他市

長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(事業報告書の提出)

**第8条** 条例第19条に規定する事業報告書は、毎年度終了後60日以内に（年度の途中において法第244の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、直ちに）、甫嶺復興交流推進センター事業報告書（様式第6号）により、市長に提出しなければならない。

(補則)

**第9条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。